［ 記載例 ］　 　注　文　書

No.

（売主）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 年 月 日

御　中

（注文主）

下記および裏面の売買条件にて注文いたします。

折返し請書をご送付ください。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 売　主 |  | | | 引渡日 | | 年　　月　　日 | |
| 引　渡  場　所 | |  | |
| 支　払  条　件 |  | | | | | | |
| その他  条　件 |  | | | | | | |
| 物　件 | 項　　目 | | | | | | 金額（円） |
| 船  体 | （船質） | （総ﾄﾝ数） | | （進水年月） | |  |
| 機  関 | （種類） | （馬力数） | | （製造年月） | |  |
| その  の設  他備 | （名称）  操舵装置  漁労機械  海計器他 | （種　類） | | （製造年月） | |  |
| 物件金額（税抜）計  消費税等額　　　計 | | | | | | |  |
| 売買代金合計（消費税等額込） | | | | | | |  |

契　約　条　項

第１条（契約の目的）

①売主は、本注文品が注文主と借主との間で締結するリース契約（以下「リース契約」という）の目的物件であり、借主の注文に基づき発注されたものであることを確認します。

②売主は、本注文品が新品であり､又、本注文品の品質、性能、規格、仕様、納入条件等について、全て借主の使用目的に合致させることを借主及び注文主に対して保証します。

第２条（本契約の成立時）

本注文書の売買契約（以下「本契約」という）は、注文主が売主から注文請書を受領したときに成立します。

第３条（本注文品の搬入・引渡）

①売主は、表面に記載の引渡期限より借主の検査に要する期間を考慮の上、借主が希望する搬入日に本注文品を引渡場所に搬入するものとし、搬入したときから次項の引渡完了までの間、借主をして､売主のために本注文品を保管させます。

②本注文品の引渡は､借主が本注文品を検査し､本注文品の品質等がリース契約の内容に適合していることを確認の上、注文主所定のリース物件借受証を注文主に交付したときに、そのリース物件借受証に記載の検査完了日をもって完了したものとします。

第４条（所有権・危険負担の移転）

本注文品の所有権及び危険負担は､本注文品の引渡が完了したときに売主より注文主に移転します。

第５条（本注文品の品質等の担保責任）

①本注文品に関する品質等についての担保責任（本注文品の補修、代替物の引渡しまたは不足分の引渡しによる履行追完責任、代金減額、損害賠償、契約解除を含む。）、期間内保証、保守サービスその他売主の便益の供与､義務の履行については、売主が借主に対し直接その責任を負います。又、売主の責めに帰すべき事由による本注文品の引渡遅延又は引渡不能によって借主に損害を与えたときも同様とします。

②本注文品の品質等がこの契約の内容に適合していないことが判明した場合、又は売主に納入条件、保証･保守義務の違反その他の違背があった場合は、その旨の通知が遅延した場合でも、売主は､前項とは別に､注文主に対し注文主の選択に従い本契約の全部若しくは一部の解除、補修、代替品との交換及び損害賠償（注文主の得べかりし利益を含む）の請求に応じます。

③前項の場合、注文主は前項の請求権を注文主の地位と共に､又は地位と切り離して借主に譲渡することができるものとし、売主は予めこれを異義なく承諾します。

第６条（第三者の権利侵害）

本注文品が第三者の特許権、実用新案権、商標権、意匠権又は著作権その他知的財産に抵触したときは、売主は、自己の費用と責任によりこれを解決し、注文主及び借主に損害が生じた場合は直ちにこれを賠償します。

第７条（本契約の解除）

本注文品の引渡が完了するまでに､注文主の責に帰すことができない事由によりリース契約が締結されなかった場合、又はリース契約が解除された場合、注文主は、無条件で本注文を撤回し又は本契約を解除することができます。この場合、本注文品が借主に対して搬入されていたときでも、注文主は､借主からの本注文品の搬出及び回収、その他費用負担等の義務を負いません。

第８条（不可抗力）

天災地変、騒擾その他の不可抗力又は注文主の責めに帰すことができない事由による本契約の全部又は一部の履行不能又は履行遅滞について、注文主はその責任を負いません。

第９条（諸税・費用の負担）

本注文後の諸税、運賃その他諸掛の増額等は全て売主が負担し､売主は代金、その他の条件を変更しません。

＜反社会的勢力の排除に関する特約条項＞

第10条（反社会的勢力の排除）

①売主及び注文主は､本契約の成立日において、自己及び自己の役員が次の各号の何れにも該当しないことを表明し、且つ、将来にわたっても次の各号の何れにも該当しないことを確約します。

１．暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係団体、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、政治運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という）に該当すること

２．反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること

３．反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

４．自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持ってする等、不当に反社会的勢力の威力を利用していると認められる関係を有すること

５．反社会的勢力に対して資金等を供給し､又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること

６．前各号の他、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

②売主及び注文主は、自ら又は第三者を利用して次の各号を行わないことを確約します。

１．暴力的な要求行為

２．法的な責任を超えた不当な要求行為

３．相手方との取引に関して､脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

４．風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて､相手方の信用を毀損し又は相手方の業務を妨害する行為

５．前各号に準ずる行為

③相手方又は相手方の役員が第1項各号の何れかに該当し､若しくは前項各号の何れかの行為を行った場合、又は相手方につき第1項の規定に基づく表明に反する事実が判明した場合、売主及び注文主は、催告を要しないで無条件で本契約を解除（本注文の撤回を含む。以下同じ）することができます。なお、この場合、相手方は本契約を解除した者が被った損害を賠償します。

④前項に基づき本契約が解除された場合であっても、本契約を解除した者は相手方に対して損害賠償その他一切の責任を負いません。

以 上